



## 「下水道の日」 普及促進展 '19

次のとおり下水道の普及促進展を開催します。会場には、市内小中学生から募集したポスターや書道などを展示します。また、処理場や地下通路の見学、実物大マンホール展示のほか、スーパーボールすくいなども行います。入場は無料です。ぜひ、ご来場ください。

▶日時：9月15日(日)午前10時～午後4時  
▶場所：小絹水処理センター(絹の台7-1)  
☎ 谷和原庁舎上下水道課 ☎ 58 - 2111



## 農業委員会 各種申請

手続き・申請

9月の農地法に基づく許可申請の受付期間は次のとおりです。

▶受付期間：9月24日(火)～26日(木)  
※定例総会は10月10日(木)の予定です。  
☎ 農業委員会事務局 ☎ 58 - 2111

## お詫びと訂正

広報つくばみらい8月号(No.160)の19ページに掲載した「虹の会」の記事内容について、講師の氏名に次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

誤：藤野いづみさん講演会

正：藤井いづみさん講演会



## 令和元年度 甲種防火管理新規講習

お知らせ

▶講習期日：10月17日(木)・18日(金)(2日間)

▶会場：ポリテクセンター茨城(常総市水海道高野町)

▶講習科目：防火管理の意義および制度、火気管理、施設・設備の維持管理、防火管理に係る訓練及び教育、防火管理に係る消防計画

▶受講料：5,800円(常総地方防火協会加入事業所は5,300円)(税込、テキスト代含む。テキストは当日配布)

▶定員：80人

▶受付期間：9月17日(火)～26日(木) 午前9時30分～午後5時

※土曜、日曜、祝日を除く。定員になり次第締め切り。

▶場所：常総地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課(常総市水海道山田町808)

▶申し込み方法：受講申請書に必要事項を記入し、直接申し込んでください。

(FAX・郵送不可) 受講案内及び申請書は予防課又は管内各消防署にあります。常総地方広域市町村圏事務組合ホームページからもダウンロードできます。

※2日間の講習の全日程を受講しなければ、資格を付与することはできません。

☎ 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部予防課 ☎ 0297 - 23 - 0904



## やわら囲碁クラブ 会員募集

趣味・サークル

初級者から6段クラスの会員との囲碁を脳トレも兼ねて楽しくやりませんか? 男女、年齢は問いません。体験入部、見学者も歓迎です。

▶場所：小絹コミュニティセンター2階会議室

▶日時：毎週木曜日午後1時～5時(盆・正月のコミセン休館日は休み)

▶会費：500円/年

☎ 深町 ☎ 080 - 3601 - 5392



## 税理士による 無料税務相談

相談

関東信越税理士会土浦支部では、税に関する無料相談を行います。

▶予約方法：事前に電話で申し込み

▶日時：10月1日(火)、8日(火)、17日(木) ※1人40分程度。各日3名まで。

▶場所：関東信越税理士会土浦支部(土浦市中央1-11-19)

☎ 関東信越税理士会土浦支部 ☎ 029 - 824 - 5055



## 介護補助スタッフ講習 受講者募集

募集

この講習会は、厚生労働省茨城労働局の委託を受けて実施するもので、高齢者の就業を支援します。

▶日時：9月25日(水)～27日(金)3日間 午前10時～午後4時

▶会場：龍ヶ崎市シルバー人材センター会議室

▶講習内容：介護及び生活支援に関する基礎知識と技術を身につけ、介護・生活支援業務での就業を目指す

▶対象：①シルバー人材センターの会員でない満60歳以上の高齢者で、シルバー人材センターの会員になって就業できる方②全日程参加可能な方

▶定員：10人

▶受講料：無料

▶申し込み方法：シルバーセンター窓口にて所定の申込書で受付

▶募集締切：9月5日(木) ※延長の場合あり

☎ シルバー人材センター ☎ 25 - 2102

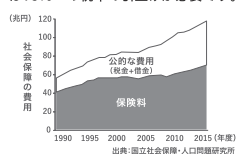
## 2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%<sup>\*</sup>へ。

\*10%のうち2.2%は地方消費税です。



なぜ、税率が上がるんですか?

日本では高齢化が進み、社会保障の費用は増え続けています。みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の引上げが必要です。



### 知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様の身近な行政に生かされています。



引上げ分はなに使われるのですか?

引上げ分は、消費税・地方消費税とともに、全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。例えば①待機児童の解消、②3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化、③真に支援が必要な学生の高等教育(大学など)の無償化、④介護職員の処遇改善、⑤所得の低い高齢者の介護保険料の軽減、⑥所得の低い年金受給者への給付金の支給などです。



家計や景気への影響は大丈夫ですか?

税率引上げに伴う家計への負担を減らすため、飲食品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。



政府広報 消費税

検索



～水は大切な資源です。節水に心がけ、限りある水を大切に使いましょう。上下水道課 ☎58-2111 (内線5306)～